



薬 第 1439-4 号

令和 4 年 1 月 19 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第 9 条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 1 月 19 日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 知事指定薬物

次に掲げる 3 物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第 9 条第 1 項に規定する知事指定薬物に指定しました。

(1) 5—（シクロヘキシルメチル）—2—（2—フェニルプロパン—2—イル）—2, 5—ジヒドロ—1H—ピリド [4, 3—b] インドール—1—オン及びその塩類

【通称名】 CUMYL—CH—MEGACLONE、

CUMYL—CHMEGACLONE、CHM—SGT—151

(2) 1— { 1— [ 1—（4—ブロモフェニル）エチル] ピペリジン—4—イル } —

1, 3-ジヒドロ-2H-ベンゾ [d] イミダゾール-2-オン及びその塩類  
【通称名】 B r o r p h i n e

(3)メチル=2-[7-アザ-1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3, 3-ジメチルブタノアート及びその塩類  
【通称名】 5 F-M D M B-P 7 A I C A

(4) (1) から (3) までに掲げる物のいずれかを含有する物

## 2. 施行期日

令和4年1月20日

健康医療部  
生活衛生室薬務課  
麻薬毒劇物グループ  
TEL:06-6941-9078 (直通)  
FAX:06-6944-6701